

保育料の規定が年額になりました

平成27年4月からの「子ども子育て支援新制度」実施に伴い、三好市幼稚園保育料(左図参照)などが改正されました。

期休業中に、在園する幼児で希望するご家庭には、8時から18時まで池田幼稚園で「預かり保育」を実施しています。なお、給食費とおやつ代は別集金になります。

※長期休業期間

幼稚園保育時間と保育料について

【市内全幼稚園の通常保育時間】
月～金曜日 8時～13時30分
(土・日・祝祭日を除く)

【午後保育時間(3園のみ)】
13時30分から18時まで

池田町内3カ所の幼稚園(池田・三縄・箸蔵)では、午後保育を実施しています。

【長期休業中預かり保育】
池田町内3カ所の幼稚園では、長

・夏休み 7月21日～8月26日
・冬休み 12月24日～1月6日
・春休み 3月25日～3月30日
4月2日～4月6日

【入園申込方法】

入園希望の方は、入園願書が各園および三好市教育委員会にありますのでお申し込みください。

【保育料の軽減措置】

次に該当するご家庭は、保育料の保護者負担軽減措置が行われます。
□生活保護世帯

□市民税非課税世帯

□市民税均等割のみ課税世帯

□18歳未満の子どもがいる家庭で第2子

□18歳未満の子どもがいる家庭で第3子以降の子

□ひとり親家庭(母子および父子並びに寡婦福祉法に規定する)

□障がい児のいる家庭(身体障害者手帳・療育手帳など有する方がいる家庭)

【保育料の軽減申請方法】
入園・進級する子どもさんのご家庭から「幼稚園保育料等認定申請書」と軽減措置に必要な書類を提出していただき、三好市で認定されると保育料が軽減されます。

幼稚園保育料一覧

(別表1) 平成27年度幼稚園保育料等一覧(単位:円)

階層	区分	通常の保育料	預かり保育料		計
			午後保育料	長期休業中保育料	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	15,000	30,000	9,000	54,000
第3階層	市民税均等割のみ課税世帯	30,000	60,000	18,000	108,000
第4階層	市民税所得割課税世帯	50,000	100,000	30,000	180,000

- 18歳未満の子どもがいる世帯で第2子の場合は、上記の料金が半額となります。
- 18歳未満の子どもがいる世帯で第3子以降の場合は、上記の料金が無料となります。
- ひとり親家庭(母子および父子並びに寡婦福祉法に規定する)および障がい児のいる家庭(身体障害者手帳・療育手帳などを有する方がいる)は、下記(別表2)のとおりです。

(別表2) ひとり親家庭および障がい児のいる家庭の幼稚園保育料等一覧(単位:円)

階層	区分	通常の保育料	預かり保育料		計
			午後保育料	長期休業中保育料	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市民税均等割のみ課税世帯	15,000	30,000	9,000	54,000
第4階層	市民税所得割課税世帯	30,000	60,000	18,000	108,000

□平成26年度までとの比較

- 幼稚園保育料が年額 55,000円から 50,000円に 5,000円減額となります。
- 午後保育料が、年額 110,000円から 100,000円に 10,000円減額となります。
- 生活保護世帯の保育料などがすべて無料となります。
- 市民税非課税世帯は3割に、市民税均等割り課税世帯は6割に減額となります。
- 18歳未満の子どもで第2子の場合が半額、第3子以降が無料となります。
- ひとり親家庭および障がい児のいる家庭は、階層区分が一区分減額となります。

お問い合わせ先
三好市教育委員会 学校教育課
電話 72-3555・ファックス 72-7430
gakkoukyouiku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

